

就学相談ガイド

力を伸ばし、楽しい学校生活を送るために



令和7年度版

調布市教育相談所
(調布市教育委員会指導室)

第2期調布市特別支援教育推進計画

どの子どもも十分な教育を受けることができ、
共に学び、共に生きる社会を目指し、
すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します

～基本方針～

基本理念をもとに、以下の4つの基本方針を掲げ、施策を推進していきます。

- 基本方針1 すべての学校で子どものために一丸となって教育活動を進めます
(学校の組織的な体制整備・校内体制の強化)
- 基本方針2 すべての教員がどの子もわかる教え方を身に付けて、
子どもが学ぶ力を引き出します(教員等の専門性の向上)
- 基本方針3 多くの人に関わってすべての子どもたちのために協力します
(保護者・地域・関係機関との連携)
- 基本方針4 どの子も安全で安心して学ぶことのできる学校にします
(環境・体制整備)

目 次

就学相談	1
相談の予定	2
1 調布市の特別支援教育	3
2 都立特別支援学校	9
東京都の就学相談	10
3 就学先が決まったら	11
4 よくある質問	12
5 相談・支援の窓口	15



就学相談

都立教育相談所では、学校教育の場で特別な支援を必要とするお子さんが、発達の状況に応じて適切な教育を受けることができるように、「就学相談」を行っています。

都立特別支援学校への入学，特別支援学級への入級及び転学，校内通級教室及び難聴・言語障害通級指導学級（きこえ・ことばの教室）への入級には，就学相談が必要です。

就学相談の流れ（小学校入学前の場合）

① 相談申込

保護者が教育相談所へインターネット（申込み用URL・申込み用フォーム）または電話でお申込みください。

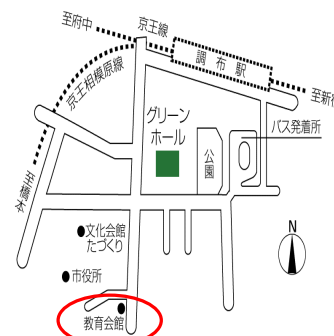
申込み書類提出締切：11月14日（金）

※なるべく9月30日（火）までにインターネット（申込み用URL・申込み用フォーム）またはお電話でご連絡頂きますと手続きがスムーズです。

☎ 042-481-7634

申込み用URL

<https://logoform.jp/form/tbbj/951768>



申込み用フォーム

② 就学相談

初回面談・・・教育相談所にお越しいただき、面談をします。相談票等にご記入いただき、お子さんの様子や成育歴などをうかがいます。

持ち物：母子手帳，発達検査結果や障害者手帳など（あれば）

発達検査・・・必要に応じて教育相談所の心理専門職がお子さんの発達検査をします。

体験会・・・簡単な学習や遊びなどの就学体験をしていただきます。※13ページ説明有り

調布市のホームページから，相談票の様式をダウンロードすることができます。

③ 就学支援委員会で審議

お子さんの力を伸ばせる場はどこか，教育の専門家である委員が話し合います。

④ 審議結果のお知らせ

結果をお伝えし，保護者と相談しながら，お子さんの就学先を決定していきます。

⑤ 就学通知

通常の学級と特別支援学級は調布市教育委員会から，都立特別支援学校は東京都教育委員会から通知します。



相談の予定

担当の相談員と、実施する項目を確認して進行管理をしましょう

手続き	日時ほか	内容	MEMO
相談申込	月 日	教育相談所ヘインターネット（申込み用URL・申込み用フォーム）または電話でお申込み。042-481-7634	
初回面談	月 日 時～	担当相談員 ()	
		持ち物：母子健康手帳、その他（出生時や発育の様子がわかる資料・発達検査のコピー・医師の診断記録・i-ファイル）	
	学区の確認	通常の学級 () 学校 校内通級教室 () ブロック 特別支援学級 () 学校 () 学級	
医師の診察記録の提出 ※必要に応じて	月 日	助成金申請書類を提出 ※「文書料または診断書料」の明記のある領収証の原本が必要です。	
発達検査及び フィードバック ※必要に応じて	月 日 時～	検査は1時間半～2時間程度かかります。	
	月 日 時～	結果について、心理専門職が説明します。	
体験会	月 日 時～ 会場：教育会館または () 小学校	文書でお知らせを郵送します。 開始時間の10分前にお越しください。 体験会は約1時間です。	
就学支援委員会	月 日	お子さんの就学先について専門の委員が審議します。	
答申伝達 (審議結果のお知らせ)	月 日 時～	就学支援委員会での審議内容を 電話または面談でお伝えします。	
就学時健康診断	10～11月に実施 (各小学校別) 月 日 時～	9月中旬ごろに新入学予定者へ学務課から郵送します。	
就学通知	1月中旬ごろ ※相談の状況により通知の 時期が異なります。	調布市教育委員会から通知します。 都立特別支援学校へ就学するお子さんは 東京都教育委員会から通知します。	
学校公開や説明会 への参加	月 日 時～		
	月 日 時～		



1 調布市の特別支援教育

特別支援教育について

特別支援教育は、学校生活において特別な支援を要する児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されます。そのため、特別支援学級だけでなく、通常の学級においても、特別支援教育が行われます。

【合理的配慮】

障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行うことです。

この変更・調整は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定され、学校の設置者及び学校に対して体制面、財政面において、均衡を失した、又は過度の負担を課さないものと定義されています。

例えば・・・

- ・黒板の板書の色について配慮する
- ・見えにくいので席を前にする
- ・きこえに障害があるので担任がFMマイクをつける
- ・見通しを持つことの苦手さがあり、初めての活動に対して不安になるため、事前に活動内容や手順について伝える 等

【インクルーシブ教育システム】

障害のある者と障害のない者が、可能な限り、同じ場で共に学ぶことを追求していく教育のことです。個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で最も的確な指導が提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。



表 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害種と程度

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも	【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも	【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のも	【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のも	【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のも、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なものの	知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のも
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のも
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
情緒障害者			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
多動性・注意欠陥障害者			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
根拠法等	学校教育法施行令22条の3	平成18年3月31日付17文科初第1178号及び平成25年10月4日付25文科初第756号	

きこえ・ことばの教室

校内通級教室

(1) 通常の学級で行われる支援

「黒板の板書の色について配慮する」，「見えにくいので席を前にする」，「きこえに障害があるので担任がFMマイクをつける」等については，通常の学級での支援が可能です。

就学相談の中で要望を出していただければ，就学予定の学校へ対応を事前に確認することもできます。前もって可能な支援を確認し，就学する場合には「就学支援シート」を作成して，入学前に学校と確認することをおすすめします。

通常の学級 + 校内通級教室 すべての小・中学校に設置しています。

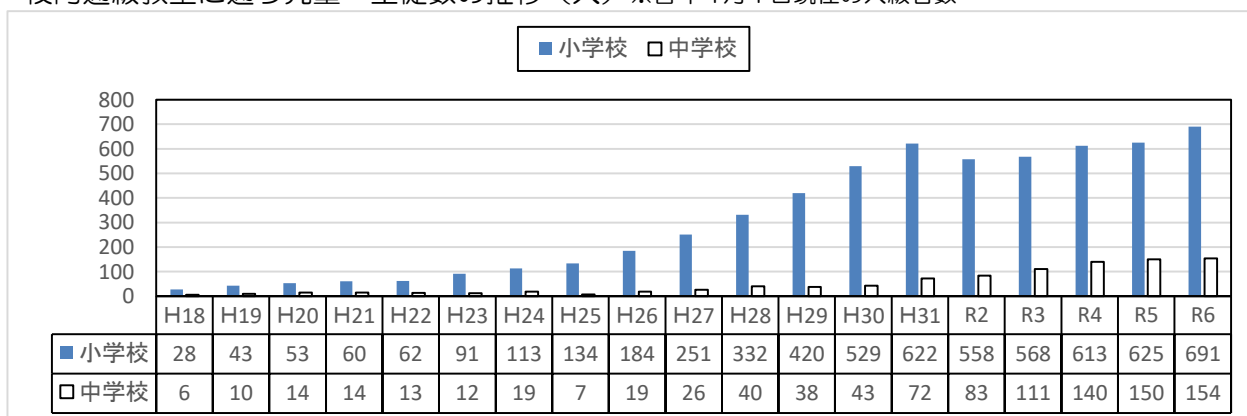
「お友だちとのコミュニケーションに課題がある」「落ち着きがない」「集中することがむずかしい」・・・知的障害はないのに，学習に取り組みにくかったり，お友だちとトラブルがあったりするような場合，在籍している学校の中に設置された「校内通級教室」で週の授業のうち1～数時間（個別に設定），改善のための指導を受けることができます。校内通級教室では，下表のブロック拠点校から教員が巡回して指導します。

入学前であれば，教育相談所の就学相談に申し込みます。入学後は，在籍している学校への申し込みになりますので，担任や特別支援教育コーディネーターに相談してください。

ブロック名	拠点校	巡回校		ブロック名	拠点校	巡回校
第1ブロック	調和小	若葉小	国領小	第5ブロック	緑ヶ丘小	滝坂小
第2ブロック	石原小	第一小	第二小	第6ブロック	杉森小	染地小
第3ブロック	柏野小	八雲台小	上ノ原小	第7ブロック	深大寺小	北ノ台小
第4ブロック	飛田給小	第三小	多摩川小	第8ブロック	布田小	富士見台小

ブロック	拠点校	巡回校			ブロック	拠点校	巡回校		
A	第六中	第三中	第五中	第七中	B	第八中	調布中	神代中	第四中

校内通級教室に通う児童・生徒数の推移（人）※各年4月1日現在の入級者数



通常の学級 + きこえ・ことばの教室（難聴・言語障害通級指導学級）

第一小学校内にあります。入級前に必要な検査を行います。

きこえの教室（難聴学級）

通常の学級に在籍し、難聴のあるお子さんが通って、指導を受けることができます。個々の状態に応じて通級による個別指導・小集団指導を行います。なお、通級指導は保護者の送迎が必要です。

ことばの教室（言語障害学級）

通常の学級に在籍し、構音障害や吃音がある、また、言葉の発達がゆっくりであるといったお子さんが通って、指導を受けることができます。週の決められた曜日・時間に通い、個別指導や必要に応じて小集団指導を行います。保護者の送迎が必要です。

※指導内容や入級の相談は、直接「きこえ・ことばの教室」へ。042-481-0296（直通）

※特別支援学級（知的障害）、校内通級教室との併用はできません。



通級指導学級

学校名（教室・学級名）	住 所	電話番号
第一小学校（きこえの教室）	小島町1-8-1	042-481-0296
第一小学校（ことばの教室）	小島町1-8-1	042-481-0296

校内通級教室拠点校

第1ブロック 調和小学校	西つつじヶ丘4-22-6	042-485-1277
第2ブロック 石原小学校	富士見町1-37-1	042-481-8205
第3ブロック 柏野小学校	深大寺南町1-1-1	042-480-3771
第4ブロック 飛田給小学校	飛田給3-29-1	042-444-1300
第5ブロック 緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘2-16-1	03-3308-6166
第6ブロック 杉森小学校	染地2-25-4	042-485-1267
第7ブロック 深大寺小学校	深大寺元町5-16-21	042-485-1265
第8ブロック 布田小学校	染地1-1-85	042-426-8001
Aブロック 第六中学校	国領町3-8-23	042-485-5248
Bブロック 第八中学校	仙川町2-15-2	03-3309-4131



(2) 特別支援学級（知的障害固定学級）

調布市内では小学校7校，中学校3校に設置

知的発達に遅れがあって、意思疎通に軽度の困難があり、日常生活に一部援助が必要であるお子さんが、発達の状況に応じて、少人数で編制された学級で学びます。8人で1学級となり、学習集団は、教科や行事に応じて変わります。

通う学級は住所によって決まり、原則として他の学区の学級に通うことはできません。調布市には小学校に7つの特別支援学級，中学校に3つの特別支援学級があります。

※令和6年度に北ノ台小学校に新規開設しました。

それぞれの学級では、公開授業や説明会を行っていますので、希望する場合や迷っている場合は、ぜひご参加ください。公開日に行けず、個別に見学等を希望される場合は、学区の学級にご相談ください。

就学後に通常の学級から特別支援学級に移ること、特別支援学級から通常の学級に移ること、特別支援学級から特別支援学校に移ること等を「転学」といいます。就学後もお子さんの状態に応じて、「転学」の相談をお受けしています。

【特別支援学級 学級数、児童・生徒数】

	令和4年度		令和5年度 (令和5年4月7日現在)		令和6年度 (令和6年4月7日現在)		令和7年度 (令和7年4月7日現在)	
	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数
第一小学校 ひまわり学級	4	32	4	28	5	34	4	32
八雲台小学校 わかあゆ学級	5	34	4	31	3	20	3	17
富士見台小学校 かしわ学級	2	13	2	13	2	11	2	10
滝坂小学校 わかくさ学級	3	19	3	23	3	22	4	27
染地小学校 たけのこ学級	5	35	4	30	3	24	4	26
多摩川小学校 たまがわ若木学級	2	12	2	16	3	17	3	22
北ノ台小学校 たんぽぽ学級					2	14	3	23
調布中学校 8組	3	21	4	27	4	26	4	25
神代中学校 11組	3	20	3	22	3	23	3	21
第三中学校 8組	4	26	3	24	4	31	5	33

調布市内の特別支援学級(知的固定) □ 小学校 ▨ 中学校



特別支援学級（知的固定）

学校名（学級名）	住 所	電話番号
第一小学校（ひまわり学級）	小島町1-8-1	042-481-1598
八雲台小学校（わかあゆ学級）	八雲台1-1-1	042-485-1256
富士見台小学校（かしわ学級）	小島町3-20-1	042-481-7642
滝坂小学校（わかくさ学級）	東つつじヶ丘1-4-1	03-3308-5421
染地小学校（たけのこ学級）	染地3-1-81	042-485-1360
多摩川小学校（たまがわ若木学級）	多摩川3-21-1	042-426-8334
北ノ台小学校（たんぽぽ学級）	深大寺北町2-41-1	042-485-1291
調布中学校（8組）	富士見町4-17-1	042-482-0279
神代中学校（11組）	佐須町5-26-1	042-482-0174
第三中学校（8組）	染地3-2-7	042-482-0290



2 都立特別支援学校

都立特別支援学校への入学

調布市教育相談所への申込みが必要です。

特別支援学校では、それぞれのお子さんの状態に合わせ、少人数編制の指導を行っています。

特別支援学校への入学を希望する場合は、調布市の就学相談と、東京都の就学相談を受けていただきます。就学先を迷われている方は、調布市の就学相談と並行して、各特別支援学校で実施する学校見学会等に参加していただき、就学先決定の参考にしてください。指導の内容、スクールバス等については、東京都の就学相談の中でお話しすることになります。

特別支援学校へ入学した場合、お住まいの住所の学区の小・中学校に「副籍」が置かれ、保護者の希望により「副籍制度に基づく交流及び共同学習」が行われています。

都立特別支援学校

学校名	住所	電話番号
調布特別支援学校（知的障害・小中）	調布ヶ丘1-1-2	042-487-7221
府中けやきの森学園 （肢体不自由・小中高、知的障害・高）	府中市朝日町3-14-1	042-367-2511
久我山青光学園 視覚障害教育部門 （視覚障害・小中）	世田谷区北烏山4-37-1	03-3300-6235
立川学園（聴覚障害・小中高）	立川市栄町1-15-7	042-523-1358
中央ろう学校（聴覚障害・中高）	杉並区下高井戸2-22-10	03-5301-3031
大塚ろう学校 永福分教室 （聴覚障害・小）	杉並区永福1-7-28	03-3323-8376

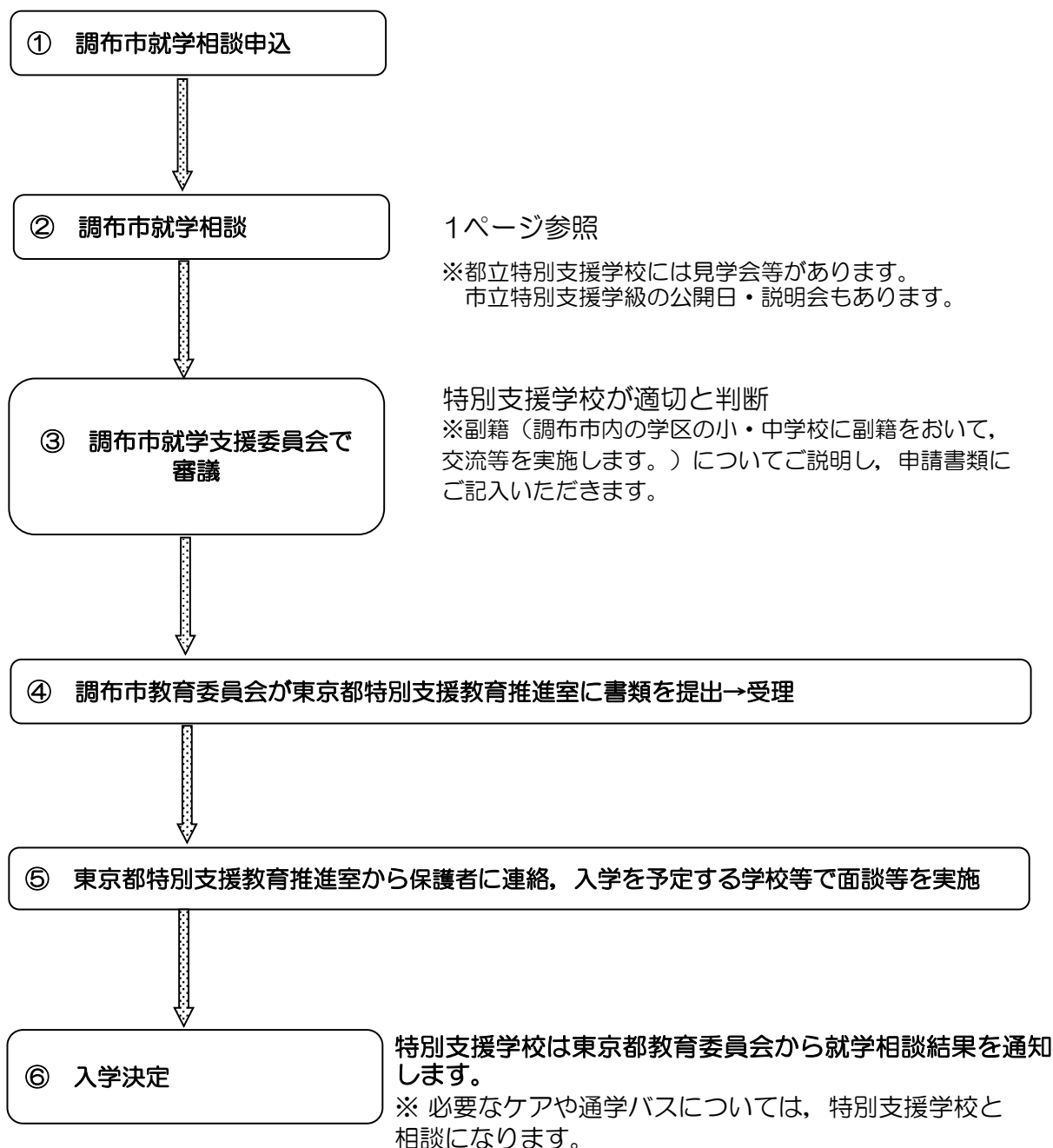
※学校公開や学校見学会の日程は、各学校のHP等をご覧ください。

参考：学級編制（1学級を編制する人数（上限））

	通常の学級	特別支援学級	特別支援学校
小学校（全学生）	35人	8人	6人 （重度重複学級 3人）
中学校（1年生）	35人	8人	
中学校（2年生以上）	40人		

都立特別支援学校への就学を希望する場合は、調布市教育委員会での就学相談で、就学先を「都立特別支援学校」と決定した後、東京都の就学相談が開始されます。

都立特別支援学校 就学相談の流れ（小学校入学前の場合）





3 就学先が決まったら

就学支援シート / i-ファイル お子さんの様子を学校と共有しましょう

<就学支援シート>

入学までのお子さんの様子や、入学後に必要な配慮等について、保護者と学校が情報を共有するために、保護者からの「就学支援シート」の提出をお願いしています（任意）。

提出された就学支援シートを参考にして、小学校の入学後に個別指導計画を作成し、指導に役立てています。

※調布市ホームページからダウンロードできます。

※※就学支援シート配布場所※※

保育課、指導室、市内幼稚園・保育園、子ども発達センター

<i-ファイル(アイ ファイル)>

調布市で配付している「i-ファイル」は、保護者とさまざまな機関が連携・協力してお子さんの健やかな成長を支えられるようにお子さんの様子や健康面の情報、これまで受けてきた療育や支援の内容をまとめることができるものです。学校や支援機関の職員とお子さんの様子を共有する際に活用できます。

※※i-ファイル配布場所※※

子ども発達センター、教育相談所、子ども政策課、障害福祉課、健康推進課、

子ども家庭支援センター すこやか



4 よくある質問

1 特別支援学級

Q.1 特別支援学級のある学校であれば、どの学校に入学してもよいですか。

A.1 調布市では特別支援学級として、知的障害特別支援学級を小学校に7校、中学校に3校設置しています。それぞれの学校には、指定の通学区域があり、お住まいの住所により学校を指定しています。

※ 何らかの理由によりこの指定校以外の学校への就学を希望される場合は、「近い将来、転居することが確実である」などの特別な事情や、受入れ先の学校側の条件など、一定の要件を満たせば、指定校の変更をすることができる制度があります。学務課（042-481-7473）へご相談ください。

Q.2 特別支援学級のある学校が遠いのですが、自転車や電車・バスで通学できますか。

A.2 通学は原則として「徒歩」になりますが、公共交通機関（電車・バス）の利用については、認められる場合もあります。なお、自転車通学は禁止です。

お子さんの障害の状況や学校周辺の道路環境など、様々な条件が個々に異なりますので、就学先の校長先生とよくご相談ください。なお、電車・バス通学の場合は、通学にかかる交通費を支給する制度がありますので、入学が決まったら学校にご相談ください。

Q.3 特別支援学級のある学校が遠いのですが、共働きで送迎が難しく、子ども一人で通学することに不安がある場合、どうしたらいいですか。

A.3 有償のボランティアに依頼することができます。また、ファミリー・サポート・センターでも対応できる場合がありますのでご相談ください。なお、対象要件に該当する場合には、特別支援学級へ通う小学1、2年生を対象にした移動支援も利用可能です（対象要件については相談員もしくは障害福祉課にお尋ねください）。保護者以外の方が送迎する場合は、学校への連絡が必要です。

Q.4 通常の学級と特別支援学級の交流学习はどのようなものですか。

A.4 お子さんの状況や学校の状況に応じて、特別支援学級に在籍していても、一部通常の学級の授業に参加したり、通常の学級と同じ行事に参加したりします。

2 就学相談の手続き

Q.1 初回の面談には、子どもを連れて行ったほうがいいのですか。

A.1 お子さんは、別の機会に様子を拝見しますので、面談は保護者のみでお越しください。

Q.2 医師の診察記録はどこで書いてもらえばよいですか。

A.2 まずは、かかりつけの医療機関にご相談ください。かかりつけがない場合は、発達を専門とする小児科や児童精神科等をお願いします。診療の予約や診断に時間がかかる場合がありますので早目の受診をお願いします。

Q.3 体験会は2種類あると聞いていますが、就学先を迷っている場合はどうしたらよいですか。

A.3 体験会は2種類あります。

体験会（A）：就学先の希望が通常の学級、特別支援学級、特別支援学校で迷われている方の体験会です。

体験会（B）：通常の学級への就学を希望し、校内通級教室等の指導を希望する方の体験会です。

どちらの体験会に参加されるかは、就学相談の中で担当相談員と相談していただき、保護者に決めていただいています。

Q.4 就学先を選ぶためにはどのようにしたらよいですか。

A.4 教育相談所にご相談ください。また、特別支援学級や特別支援学校を事前に見学することもおすすめします。さらに、通園先・療育先の先生や先輩の保護者の話を参考にされる方もいらっしゃいます。

Q.5 最終的な就学先はどのように決まりますか。

A.5 教育等の専門家で構成する就学支援委員会において、お子さんにとってふさわしい教育環境を様々な視点から総合的に勘案し、適切な就学先や支援について検討します。就学支援委員会での審議結果を踏まえ、教育相談所の相談員から保護者へ審議結果をお伝えします。審議結果が保護者の希望と異なる場合は、学務課が相談を継続し、必要に応じて学校見学や体験を実施するなど、お子さんの成長にとって最も良い就学先を検討していきます。

最終的な就学先は、保護者の希望を尊重しつつ、調布市教育委員会が決定します。（特別支援学校の場合は、東京都教育委員会が決定します。）

3 就学後の相談

Q.1 就学後に学校生活や学習に不安や心配がでてきた場合はどうしたらいいですか。

A.1 まずは、在籍している学校に相談してください。学校では、担任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーなどに相談することができます。

Q.2 通常の学級に入学してから、特別支援学級に転学することはできますか。

A.2 お子さんの状態により、再度就学相談（転学相談）にお申し込みいただき、検討していきます。特別支援学級から通常の学級に転学する場合も再度相談となります。

Q.3 小学校では特別支援学級で学んで、中学校で通常の学級に進むことはできますか。

A.3 特別支援学級に在籍している小学6年生は、中学校に就学するときに全員「就学相談」の申し込みをします。その時に希望をお話してください。中学校から通常の学級を希望する場合は、小学校の通常の学級での「体験」を一定期間行い、検討していきます。また、学習面でも通常の学級の内容や進度に合わせるために、小学生のうちから、ご家庭での支援が必要な場合があります。そのために、6年生の初めには担任の先生と相談を始めてください。



5 相談・支援の窓口

教育委員会関係及び関係部署

部署名等	住 所	電話番号
教育委員会指導室教育支援係	小島町2-36-1	042-481-7585
	特別支援教育のこと、指導の内容等	
教育支援コーディネーター	小島町2-36-1	042-481 -7718・7719
	家庭内のこと、行き渋りや不登校の相談、相談機関や学校との連携等	
教育委員会学務課	小島町2-36-1	042-481-7473
	学区のこと、就学通知のこと等	
教育相談所	小島町2-36-1	042-481 -7633・7634
	就学相談、育児に関する相談等	
調布市子ども発達センター	西町290-49	042-486-1190
	発達についての心配、療育等	
子ども生活部児童青少年課	小島町2-35-1	042-481-7534
	学童クラブ・あそびバ等	
福祉健康部障害福祉課 サービス支援係	小島町2-35-1	042-481-7135
	放課後等デイサービス等	
子ども家庭支援センターすこやか	国領町3-1-38	042-481-7733
	家庭内のこと、育児のこと等	
調布市ファミリー・サポート・センター	国領町3-1-38	042-481-7730
	保育園、幼稚園、学童クラブの送迎等	

お子さんがいきいきと力を伸ばせる場をいっしょに考えましょう

